

第三者評価結果入力シート（児童自立支援施設）

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ふくてつく

②評価調査者研修修了番号

SK18235

0501B093 大阪府

0601B010 大阪府

1102C009 大阪府

1201C029 大阪府

③施設名等

名称：	大阪市立阿武山学園
施設長氏名：	林 功三
定員：	84 名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	高槻市奈佐原956
T E L：	072-696-0331
U R L：	https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000501023.html
【施設の概要】	
開設年月日	1960/11/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	大阪市
職員数 常勤職員：	41 名
職員数 非常勤職員：	7 名
有資格職員の名称（ア）	児童自立支援専門員
上記有資格職員の人数：	29 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（ウ）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	管理栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
施設設備の概要（ア）居室数：	児童寮舎 7棟 各定員12名 82㎡
施設設備の概要（イ）設備等：	厨房棟 99㎡
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

理念：

～強きよりも、賢きよりも、まことなる人とならんと～

力関係に頼る人よりも、抜け目ない要領のよい人よりも、嘘、偽りのない誠実なひとになるように児童の人間性を育成する。

基本方針：

- ・非暴力・脱暴力を徹底し、児童が安心・安全・信頼を実感できる施設運営の実践
- ・小舎夫婦制を基本とした「共に暮らす教育」の実践
- ・心理的な発達及び社会的規範の再構築（育て直し）の実践
- ・一人ひとりの自主性・自律性を尊重し、「がんばる」ことを支援する実践
- ・児童の権利擁護を基本とした施設運営の実践

⑤施設の特徴的な取組

- ・非暴力・脱暴力を徹底し、児童が安心・安全・信頼を実感できる施設運営の実践
- ・共に暮らす教育、育て直しの支援に基づき、児童との愛着形成を図る。
- ・性問題児童が増えてきているが、性加害治療プログラムを導入し、再犯率の抑止を実現。（新）
- ・組織的なアフターケアに取組みつつあり、退園生の支援についても高いレベルを目指している。（新）
- ・全国の児童自立支援施設の中では、各方面とのネットワークを当園は強化しつつあり、また精神科医の診察や心理士のカウンセリングも園内で実施可能であり、高いレベルでの支援を実現できていると自負している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2020/11/25	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2021/3/23	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度	

⑦総評

<p>【特に優れた点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広大かつ豊かな自然に恵まれた立地と良質な施設環境、小舎夫婦制を基本とした家庭的環境の中、各寮それぞれにアタッチメントが図られ、職員は子どもから高い信頼感を得て、充実した「育て直し」の支援が行われています。 ■ 児童自立支援施設をとりまく社会福祉の動向や子ども達の環境変化をしっかりと把握・分析して、これに対応した支援体制の適応性や高機能化が図られています。 ■ 第三者委員である弁護士の講和を聞く機会を設けて、子どもに権利について正しく理解するよう取組んでいます。 ■ 非暴力・脱暴力を徹底するとともに、入園前に行った加害行動治療プログラムを導入した取組によって、退園後に高い治療効果が表れています。 ■ 同敷地内に併設する小中学校における教育と、学園における「共に暮らす教育」が有機的に連携して、総合的な「育て直し」が実践されています。 ■ スポーツや体を使う作業における「がんばる」体験を通して、子どもの自己肯定感を芽生えさせ、一人ひとりの自主性・自律性を尊重した支援を行っています。 <p>【改善すべき課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 夫婦小舎制の、特徴的な取組を徹底するなかで、寮長・寮母の負担軽減や生活リズムの確保、私生活上の事情で寮長・寮母になれない職員の経験知や能力を活かす役割の創設など、学園ならではの働き方改革の推進が課題となっています。 ■ 子ども達の多様かつ奥深い支援ニーズに応えるためには、職員一人ひとりの個性や、各寮の独自性が不可欠であることは理解できますが、並行して支援の標準化も重要です。「概要」には、学園が目指す支援目標や基本理念が記され、職員はその想いを共有し、それぞれに高い支援力を有していますが、組織としてその貴重な経験知を包含して、マニュアルを整備し、その実効性ある位置づけ・活用が求められます。 ■ 第三者評価、自己評価、インシデント・アクシデント事例分析、各種会議等で把握された改善課題について、組織的なPDCAサイクルを定着・機能させる取組が求められます。 ■ 大阪市立の施設でありながら市外に立地するという物理条件や、施設の設置ミッションの特性上、施設周辺地域との交流が希薄となりがちです。子どもの社会適応能力を高めるためにも、また、地域社会に施設を理解していただき、可能な地域貢献を果たしていくためにも、取組の検討が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

<ul style="list-style-type: none"> ■ 当園の「共に暮らす教育」と「育て直し」の支援について、全体的にご理解と高評価をいただくことができ、嬉しく思っております。 ■ 全国に58施設の児童自立支援施設がありますが、これまで当園は、開設の昭和35年より、支援の根幹として夫婦小舎制の運営の中で、入所児童を支援してまいりました。なり手不足などの影響から、夫婦制の継続がままならなかった施設がある中で、志のある若い職員がその継続を担ってくれていることは、感謝の気持ちしかなく、また当園の誇りでもあります。 ■ 夫婦制を推進していく上での、困難さや課題については、今後さらに検討していきたいと考えます。また、評価の低い項目についても、次年度以降の課題として、さらに精進していきたいと考える所存です。早速、次年度から、危機管理委員会を発足させて、インシデント・アクシデントの分析や対応、そして避難訓練等にも注力すべき、体制強化を推進いたします。 ■ ケアニーズが高いとされる非行少年の支援について、「最後の砦」とも呼ばれた児童自立支援施設としての矜持を胸に秘めて、今後とも邁進したいと考えます。
--

⑨第三者評価結果（別紙）

自己評価結果表【タイプA】（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
阿武山学園（以下、学園）では夫婦小舎制として、寮での「育て直し、育ち直し」の支援を実施しています。以前は各寮のルールによる支援を行っていましたが、学園として誰もが唱えられる統一的な理念や基本方針が必要だとして作成しました。特に基本方針では現場職員の声を反映する内容となっています。その理念と基本方針は毎年職員に配布する「阿武山学園の概要」（以下、「概要」）に掲載され、職員への周知が行われています。一方、子どもや保護者に対しては、入所時に園長、寮では寮長としっかりインタビュー（顔合わせ）で説明され、夫婦小舎制による行き届いた支援を実施することが周知されています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
近年、特にこの10年で児童自立支援施設に入所する子ども達の環境が変化しています。かつての様な非行少年と呼ばれる子ども達から児童自立支援施設でしか受ける事ができない治療教育課題を抱える層が増えています。そのような社会福祉の動向を把握し、分析した見地から、支援に必要となる「治療教育プログラム」などにも積極的に取り組んでいます。一方で、所在するこの地域での環境変化については、同地域での子どもを受入れる事は問題行動内容などから不適切という事もあり、控えている事情があり、積極的な地域課題の把握や分析は実施していません。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
経営課題として、学園特有の夫婦小舎制の維持や、問題行動児の増加などが挙げられ、年度初めの全体会議（以下、支援会）で園長指針として資料配布し、職員に説明しています。その課題に対しての取組みは積極的であり、夫婦小舎制の今後の在り方、人材育成については、寮の支援体制を3人制とする事や、ベテラン寮母によるスーパーバイザー（SV）の導入などを実践しています。問題行動児への対応としては心理職員を中心に「治療教育プログラム」の導入と「自立支援計画の標準プログラム＝指標」の導入など、改善に向けての取組は評価出来ます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
毎年度初めに、各支援担当者が内容を見直し更新している「概要」に中期計画が表明されています。職員からは「夫婦制の将来が不安、昔と今の子どもの問題行動の変化に対する不安」などの意見がありましたが、その不安に対する改善取組とも言える内容は、多岐にわたる支援と関わるネットワークなどがわかりやすいフローになっています。ただ、どの計画にも数値目標、すなわち成果の見える化という意味では不十分といえます。職員からは日々の支援としてこなしていく内容としての把握は出来るが、具体的にその先の改善成果がわかりにくいとの意見もあり、中期ビジョンとして目標が判り易く意識できる工夫が求められます。	

② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【コメント】

学園に入所する子どものそれまでの家庭環境を理解した上で、支援を必要とする子どもの傾向が変わっていることを認識して、インケア（学園内の支援）の質を高める必要があります。子ども一人ひとりに、どの様な支援が必要かを会議などで検討を重ね、年度初めに取組むべき重要事項として園長指針（単年計画）を支援会で説明しています。それは具体的な内容となっていますが、職員の理解度に関してはあまり高いとは言えません。それは、日々の支援が充実していることがあって、特に中長期計画の内容を意識する習慣がない所に課題があります。今後は寮担当会議等を通じて当初に掲げた園長指針を確認する機会を定期的に持つ事を期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【コメント】

学園での生活は中学校卒業などの節目が目安になる場合が多く、子ども達への支援としては短く期間限定的であるという現実があり、概ね15～18か月しか関わる事が出来ません。事業計画として中期的に出来る事と単年で重要事項として取組む事や、退園してからのアフターケアの取組みに力を注ぐことが「概要」に記されています。細かく各支援についてマニュアル的な存在である「概要」の見直しも毎年行われていますが、事業計画内容の見直しについては「概要」作成時に振り返るだけとなり弱い部分があります。今後は更に充実した事業計画とする為にも、年に数回、時期を定めて現状どの程度計画が遂行出来ているかを確認する機会を持つことを期待します。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

b

【コメント】

児童自立支援施設の持つ特性として、子ども会や保護者会はなく、必要な情報などは入所時のインタビューで保護者に丁寧に説明しています。「学園生活のしおり」「寮生活のきまりごと」等を使用し、寮での生活、行事等も伝えています。ただ、学園での滞在期間が概ね15～18か月という事情と、子どもが学園に措置される事になった問題行動内容等が反映される事業計画を、当該児童や保護者等に広く周知することは行っていません。そんな中でも、子ども達にとっては、退園してもなお学園との関り、アフターケアに関わる計画等については必要な事項となりますので、情報を絞って周知する工夫を期待します。

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【コメント】

学園の特徴である夫婦小舎制では、各寮の特色はあるものの、会議などを通じて支援の共有化、意見交換は出来ています。その支援の向上を目的に3年毎に第三者評価を受審し、自己評価については毎年実施しており、職員間では何が出来ていて、何が課題となっているかが明確になっています。しかしながら、その結果を見直すPDCAの取組が弱く、内部検討委員会で検討は実施されていますが、職員の評価内容の意識は低い様です。日常の寮での生活、支援の中で課題を見つける事は難しく、評価結果から「気づき」を見つける事も重要な事となります。

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】

取組んだ自己評価や第三者評価の結果は、支援会で配布されていますが、それに対する課題や見直しについては文書化された物はなく、結果を見るだけに終わっている様です。支援会の記録を見ても、検討結果をまとめた書面は無く、配布資料に手書きのメモ書きされたものが綴られている状態です。結果に対する職員の共有化には文書化は必須であり、内容の改善に向けてどの様に取組んでいくのか、学園の特性上、対応改善が難しいもの、学園の支援としてはそぐわない項目等をはっきりと見極めて、しっかり計画を立てて取組む事が大切です。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】	
園長の役割・責任は職務分掌に明記され、園長は毎年度当初に指針を表明しています。園内広報誌はありませんが、本年度発行の「60年記念誌」に、園長の学園に対する想いは詳しく記述され、職員は周知しています。園長は学園内の意思決定について、民主的な手法を採用して学園内での信頼関係のなかでリーダーシップを発揮しています。園長不在時や非常時の緊急対応については、阿武山学園危機管理マニュアルに権限移譲を規定すると共に、日常的にも各寮における寮長・寮母の権限が明確化されています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】	
大阪市では、コンプライアンス研修の充実強化を図っており、学園においても各種研修の受講や園内研修が実施され、園長も率先して参加しています。	

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
学園では歴代園長はじめ職員の努力により、既に成熟した組織体制を確立していますが、園長は今後の質の向上は職員の力量にかかっているという認識のもと、職員研修の充実を図っています。具体には年5回以上の研修を実施すると共に、園内に組織的なスーパーバイス機能を確立すべく、学園全体を俯瞰したマネジメントに尽力しています。また、支援現場の声をくみ取って、これを文書化すること等により、課題を明確化して学園内の意識の共有化と、外部への情報発信にも努めています。さらに、入所児童の特性変化に対応して、今後の重点課題に①アフターケアの充実、②問題行動治療教育プログラムを位置づけ、児童自立支援施設としての機能強化を図ることに指導力を発揮しています。	
② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】	
園長は、大阪市子ども相談センター（以下「こ相」）との強い信頼関係を確立し、入所児童に対する支援体制を強化するとともに、大阪市子ども青少年局（以下「局」）の理解も得て人員増強や施設ハードの改修を進めてきました。学園内には、支援会・係長会を運営して経営の改善や業務の実効性を高めるための体制づくりに求心力を発揮しています。学園の大きな特徴である「夫婦小舎制」にフリー職員を加える体制（3人制）を導入して、「夫婦小舎制」の進化と継続性を図っています。さらに重点課題である問題行動治療教育プログラムについては、自ら率先して大学の研究室との連携を図っています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】	
職員は公務員であり、欠員もしくはその予定が発生しないと新たな採用ができないことや、児童自立支援施設の専門員資格にかかる規定上の困難性があるなかで、児童自立支援施設の将来像を見据えた専門資格職員、あるいは「夫婦小舎制」の継続に資する人材について、確保・育成の計画を立てて取組んでいます。前園長、そして現園長は、局に人材確保の必要性を強く働きかけ、人員の増員を実現していますが、心理職員の増強など、喫緊の課題に対してはなお改善の余地が残されています。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】	
人事考課や目標管理の取組については、大阪市の行政職員制度に則って実施されており、その基準は職員に周知されています。夫婦での寮勤務を継続することができずフリー職員となった者については、スーパーバイザーやアフターケア担当など、新たな展望と目標設定ができる途を示して、有能な職員の定着を図って、学園の機能強化に努めています。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

労務管理やストレスチェックなど、基本的な就業環境は大阪市の指示・指導のもと、学園管理係が整えています。全生活をかけて子どもと向き合う寮担当職員は、自身の生活と支援業務の境界が不明確であったり、担うべき業務の集中・偏在が起りやすくワークライフ・バランスの配慮には限界があります。しかしながら、多くの職員はむしろ寮長・寮母の職につくことを誇りに感じて務めています。学園では、寮にフリー職員を配置することによって、寮長・寮母の労務軽減を図ると共に、風通しをよくして職員間の協力体制を強化するよう努めています。今後は、さらに職員間の負担の偏りを緩和すると共に、これからの若い世代が納得して夫婦小舎制に取り組むことができるよう、職員の私生活の一層の充実を図る取組を期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【コメント】

大阪市では、職員に目標管理制度を課し、そのプロセスの中で面接や目標達成度の確認が行われています。学園では基本方針の中に、「一人の人間として自己成長を図り、本職として自覚と責任を備えた自立支援」を明記し、職員の行動規範としています。このように、学園では期待する職員像を明確にして、目標管理のための仕組みが既に整備されていますので、年5回以上に及ぶ園内研修や各期面接において、その趣旨を職員間でさらに周知徹底することを期待します。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

学園における職員研修については、「概要」の中に、学園の基本理念に沿った方針と体系が明示されています。この方針に従って、年5回以上の園内研修を実施すると共に、外部研修の情報を提供しています。また、研修担当を定めて、支援会で職員の研修希望を聴取して計画に反映しています。しかしながら、研修内容やカリキュラムを評価して、見直しを図る取組としては、職員アンケートをとる程度にとどまっており、十分ではありません。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

b

【コメント】

学園では、園内研修を積極的に実施するほか、外部研修（大阪市研修等）については、情報提供して職員のキャリアに応じて派遣するなどの対応をしています。新任職員については、初任者研修のほか、各寮に配属して充実したOJTを実施しています。職員は「阿武山学園・学びの会」を平成26年に立ち上げて、職員が会費を負担して講師謝礼に当てるという、自発的・積極的な取組も行っているように、職員間に「学び合い・能力を高め合う」想いが強く反映しています。このように、新任研修や、全般的な専門的研修は充実していますが、職員の階層別、とくに次代を担う中堅職員に特化した研修プログラムの策定と実施が求められます。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【コメント】

学園は夫婦小舎制を基軸とする児童自立支援施設としての評価が高く、毎年度多数の実習要望に応えています。福祉関係に限らず、司法修習生や弁護士、行政職員等の研修も受け入れています。子ども達の姿は一人ひとり異なり、臨床の現実には既成の理論や技法をしばしば超え、定型に捉われることなく、あくまでも個別性、関係性を中心にした支援の継続性が必要になりますが、実習生には、全生活をかけて子どもと向き合う支援現場を体得させており、実習生は多くの学びを得ることができています。同時に、寮長・寮母に替わって実習指導を担当するフリー職員の成長にも繋がっています。そのように、方針や体制は整備され、積極的な取組がなされているところですが、マニュアルの策定がありません。個別性や偶発性の高い現場指導であり、マニュアル化が困難であることは理解できますが、①受け入れ窓口、②子どもや保護者等への事前説明、③職員への事前説明、④実習生に対するオリエンテーションなど、基本的な課題についての実施方法を明文化して、学園の共通認識とすることが求められます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】	
<p>学園の理念・基本方針は平成24年に開設したホームページにより公開されています。学園は大阪市立であるため、入所児童は大阪市民を原則としており、学園が所在する高槻市市民の利用は、児童自立支援施設の特性上ほとんど見込めない事情があり、児童福祉施設としての利用情報開示は大阪市からの発信となっています。また、比較的短期間（概ね15～18か月）で「育て直し」を行うといった、学園の設置目的に照らして、その事業計画や中長期ビジョン、児童の生活状況等にかかる情報の公開は控えています。このように、本評価項目における「地域」の規定や公開すべき情報内容に照らして、学園の運営状況の透明性を確保する取組は適切と評価します。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
<p>学園は、公立施設であり、コンプライアンスを徹底した運営が行われています。毎年定期的に局および「こ相」による施設監査が行われ、学園内においても管理係が、事務、経理、各種取引等について内部監査を実施しています。寮長・寮母により独立的に運営されている各寮についても、フリー職員が配置されたことによって、運営の透明性（風通し）が高まっていると評価できます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】	
<p>本評価項目でいう「地域」とは、大阪市ではなく学園が立地する地域と解すべきです。学園では子どもたちによる地域ボランティア（河川清掃）や行事参加（お祭りの手伝い）がありましたが、コロナ禍の影響その他により中断しています。寮ごとの買い物や、地元校との野球練習試合、寮で飼っている犬の散歩を通じての地域住民等との交流など、可能な範囲での取組はありますが、施設設置目的の特性や設置主体と立地の関係上、学園と地域との交流は、その優先順位が低く抑えられています。短期間での育て直しプログラムのもとで、子ども達にも余裕がありません。自立支援施設として、子どもへの支援として敢えて地域交流を控える考えも理解できます。しかしながら、やがては退園していく子どもたちの社会性を育むうえで地域交流は大切です。今後は、学園の特殊事情も踏まえた地域交流のあり方についての方針の明文化と体制の整備が求められます。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】	
<p>ボランティア受入れに関する基本姿勢は「概要」に、「大人との信頼関係を築くこと」と明記し、子ども達に最善の利益をもたらすよう細心の注意を払って実施されています。具体には手芸指導、糸つむぎ、ヨガ、英語教室、理美容などが実施されています。しかしながら受入れに当たっての手順や流れ、子どもや保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなどを明文化したマニュアルが整っていません。現行の活動が長年定着した個人・団体に限られていることもありますが、今後の発展に備えたマニュアル策定が求められます。地域の学校教育への協力については、併設の弘済小中学校を指すものではありませんので、この着眼点は評価対象外とします。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
<p>学園が立地する地域における社会資源としては、消防・警察・病院のほか各種インフラに限られ、併設する弘済小・中学校の他は大阪市の行政各部署（こども青少年局、政策企画室、危機管理室等）との連携となっています。特に、「こ相」との強い信頼関係を築いてバックアップ支援を受けるほか、大阪府警本部、少年院、裁判所、大阪弁護士会（子どもの権利委員会）、大学研究室との協力関係のもと、施設機能の高度化、多機能化を図っています。中学卒業を期に退園していく子どものアフターケアについては、学園機能だけで完結するのではなく、自立援助ホーム、ファミリーホーム、一部の児童養護施設など、しかるべき社会資源とのネットワークを構築して当たっています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【コメント】

本評価項目では「地域」の定義如何により評価が分かります。児童自立支援施設が都道府県と政令市に設置義務があるものとされ、そのミッションは設置主体の行政区域を対象とする観点では、学園は「こ相」を通じて大阪市の児童福祉施策の仕組と捉えられ、その意味では「地域ニーズ」は大阪市の施策として把握されています。一方、学園が立地する地域における福祉ニーズ等の把握を課題とする観点では、評価に値する取組は確認できません。公立施設がその行政区域外に施設を設置する場合において、当該地域の福祉ニーズ等を如何に捉えるべきかは、行政府において課題整理が求められます。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【コメント】

本項目でも「地域」の定義が問題ですが、「地域」を大阪市を中心とした広域に定義するならば、学園は法に定められた児童自立支援施設の機能に留まらず、大阪市一時保護機能を補完したり、平成28年からは全国児童自立支援施設協議会事務局を学園内に置くなど、他の社会的養護関係施設とも協働して児童福祉全体の振興に寄与するリーディング的役割や福祉人材育成に貢献しています。また、学園が立地する地域に対しても体育館やグラウンドを貸し出す取組があります。ただ、従前行っていった地域行事への参加は、残念ながら取りやめとなっていますので、地域に向けた情報発信と協調関係の強化が求められます。また、「地域」の定義を「大阪市」「地元」のいずれにおくとしても、地域コミュニティの活性化やまちづくり等への貢献活動として評価できる取組は見当たりません。

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

① 28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【コメント】

学園では、理念・基本方針に基づいて作成された「概要」を職員全員に配布することで、職員が共通した想いに基づいた支援が実施できるよう取り組んでいます。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、年1回、第三者委員である弁護士の話会を継続的に開催している他、支援会でも勉強会が頻繁に行われています。また、定期的ではないですが、子どもとの日々の生活を通して状況の把握・評価は随時行われており、場面ごとに必要な対応が図られていると評価します。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。

a

【コメント】

プライバシー保護に関しては、学園の生活に即した独自の規定は作られていませんが、大阪市の規定を基本とし、職員全員が大阪市の職員として当然遵守するものという共通の意識の下で支援にあたっています。夫婦小舎制という学園の特色により、疑似家族の密着した生活の場における支援では、アタッチメントの深化とプライバシー保護のバランスが難しい面もありますが、部屋で過ごす際の決まりを決める、子どもが抱えるそれぞれの事情が他の子どもに伝わらないよう細心の注意を払うなど、可能な限りプライバシーを守るための取組みや工夫が行われています。尚、学園としてのプライバシー保護に関する規定は、令和3年度より取り組む予定となっています。プライバシー保護が徹底されるよう、具体的な手順等を明記したマニュアルの整備を期待します。

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a

【コメント】

理念や基本方針、支援の内容や施設の特長等を紹介した資料「学園生活のしおり」や「寮生活のきまりごと」という、図や絵を使ったわかりやすい冊子が用意されており、入所時には子どもと保護者にそれらを使って説明が行われています。施設の見学希望者は積極的に受け入れを行っており、それらの冊子も資料として渡しています。冊子の内容は作成当初から一度も改訂されておらず、改訂が必要との声が上がった時点で検討し、改定するという取り組みになっています。今のところ改定の必要性は問われていませんが、必要の如何に依らず内容を見直す機会を定期的に設けることに期待します。

②	31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

支援の開始・過程に於いて、子どもや保護者の同意を得たうえで支援を進めることが徹底されており、子どもや保護者の自己決定が尊重されていると評価できます。また開始・過程における支援内容は書面で記録されファイリングされています。意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮については、特段のルールが決められているわけではなく、子どもや保護者の状況に則した説明や運用がその都度丁寧に図られています。学園としてはそのような場面へのルールは画一的に決められるものではなく、むしろ決める必要はないと判断しています。支援内容について、子どもや保護者の理解を促し、主体的に意思決定できるよう丁寧に導く姿勢は評価に値します。

③	32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	--	---

【コメント】

支援内容や措置変更については、ケース会議により子どもの利益を第一に方針が決定され、その内容に基づき、支援の継続性に配慮したうえで引き継ぎ書が策定されます。措置変更、地域・家庭への移行に当たっては、地域・家庭での生活の支援体制を構築できるよう関係機関と連携を図り、継続した支援に向けてのかかわりが続けられています。退園する子どもや保護者等には、その後の相談方法や担当者についてアフターケアとして学園が対応することを口頭により説明しています。しかしながら、説明は口頭によるものにとどまり、アフターケアとしてアンケートを行う旨の文書以外は用意されていません。退園後に相談を希望した場合の連絡方法や連絡先、担当者の氏名など、具体的な手順を記した書類が手渡されることが求められます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
----------------------	-------------

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

寮のミーティングや面談及び日頃のふれあいを通して、職員は子どもの満足度を把握しています。何らかの対応が必要なときは、適切に対処すべく職員間で検討の上実施する仕組みになっています。食事の嗜好調査以外で、子どもの満足に関する調査を定期的に行うといった取り組みはなされていませんし、子どもの満足度調査の担当者等も特段決められているわけではありませんが、子どもの満足度は担当職員による把握ができており、職員と子どもが話をする中で満足度に関する分析検討も行われていると評価できます。とはいえ、自分の気持ちをうまく伝えられない子どももいると考えられることから、今後は満足度アンケートの実施や担当者を決めたうえで子どもの満足度に関する取り組みがなされることを期待します。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
------------------------------	--

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
---	-------------------------------	---

【コメント】

苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置があり、苦情解決の体制が取られています。子どもや保護者には入所時の説明（インテーク）時にその旨を周知し、入所時に子どもや保護者に渡す「学園生活のしおり」には、苦情解決の体制について判りやすく説明文が掲載されています。また、年に一度、第三者委員の弁護士による子どもの権利についての講話があり、その際に園内以外の苦情を申し立てる窓口について説明がなされています。しかしながら、これらの学園の取り組みに対し、子どもたちの理解状況は十分とはいえないこと、以前は掲示されていた苦情解決に関する掲示物が現在は掲示されていないこと、苦情解決状況の公表も行われていないことについては、今後改善が行われることに期待します。

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

子どもが入所するときに受け取る「学園生活のしおり」の中に、困った時やしんどい時に誰に話をすればいいか、複数の人や方法について分かりやすく書かれた文章が掲載されています。また、子どもが自由に意見表明できる仕組みとして意見箱が設置されており、意見箱についての説明の掲示により、子どもたちにその存在の周知がなされています。意見箱の利用は少ないのですが、むしろそのようなものが不要なほど、意見を言いやすい関係性が職員との間で醸成されているといえます。子どもが相談をしやすい、意見を述べやすいスペースとして、特定の部屋が設けられているわけではありませんが、その時の状況で最も話をしやすい環境を考え、場所を確保するという取り組みは評価に値します。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
---	------------------------------------	---

【コメント】

職員は日常的に子どもの気持ちを汲み取るよう気を配り、意見を傾聴する姿勢で子どもに接しています。対応マニュアルは用意されていませんが、寮での生活の中で出された相談や意見は、寮日誌に記録され、朝のミーティングで報告されます。ミーティング内容を記録したノートにより関係職員に共有を図る手順は確立されています。意見箱に出された意見には「意見箱設置要領」に則り、園長が丁寧に文書で回答し、書いた子どもの意思を確認した上で掲示され、後にファイルに保管されています。子どもから出された相談や意見に対して、寮単位で対応できるものは寮長・寮母の指示のもと迅速に対応し、施設全体に係るものは寮長会や支援会で検討の上で、可能な限りで迅速に対応が図られています。しかしながら、子どもからの相談や意見に対しての対応は、多くの場合寮ごとに行われています。組織的な対応が望まれますので手順等を記したマニュアルの作成が必要です。

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
-----------------------------------	-------------

①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
---	--	---

【コメント】

事故発生時の手順については、緊急時の対応マニュアルとしていろいろな場面ごとに作成されています。作業場面での安全確保については、安全衛生委員会主催による研修が行われています。事故やヒアリハットに関する記録は寮日誌に記され会議でも報告されますが、何らかの対策が必要と思われる事例は内部検討委員会で分析を行い、改善策・再発防止策に繋げています。今のところ事例を積極的に収集する取り組みまでは至っていませんが、その必要性が議論されており、以前行っていた収集の取組を復活させるべく危機管理委員会に於いて現在検討中とのことです。子どもの安心と安全を脅かす事例として収集されたものをもとに、分析が行われ改善策・再発防止策の作成へと取り組みが繋がることに期待します。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

感染症対策に関する責任と役割を明確にした管理体制については、「阿武山学園危機管理マニュアル」の中に明記されています。感染症予防対策が求められる時期別に（夏季：ノロウイルス、冬季：インフルエンザ、現在：コロナ）検温、マスク着用、手洗い、うがいをはじめ、外出制限や生活上の注意等を子どもや職員に周知、徹底した対策が図られています。感染症が発生した場合、病院や学校等関係機関に速やかに連絡。看護師を中心に発病した子どもの療養に当たるという対応がなされており、必要に応じて発病した子どもを隔離できる部屋も準備されています。感染症対策マニュアルは整備され、看護師を中心に毎年見直されています。看護師による感染症に関する勉強会も、寮母会に於いて定期的に行われています。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
---	-------------------------------------	---

【コメント】

「阿武山学園危機管理マニュアル」の中に、災害時の管理体制が明記されています。また、「阿武山学園危機管理マニュアル」は発災後の事業継続計画（BCP）にも触れています。子ども及び職員の安否確認の方法は決められていますが、職員全員に周知が図られているとは言えない状況です。備蓄は施設全体で準備されており、職員はどこに何がどのくらいあるかについて把握していますが、備蓄品リストは確認できていません。これまで寮ごとで実施していた避難訓練ですが、子どもの特性上困難な部分があり現在は行われておらず、組織として統一した実施内容を復活すべく検討中です。十分対応できているとは言えない部分への改善が図られることに期待します。

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
-------------------------	-------------

①	40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
---	------------------------------------	---

【コメント】

「概要」に、児童自立支援施設としての支援活動の取り組み姿勢や考え方が網羅されており、全職員が共通の目線で支援活動に取り組める仕組みとなっています。「概要」には、子どもの尊重や権利擁護及びプライバシーの保護に関わる姿勢についても盛り込まれています。年度ごとに改訂されたものが全職員に配布され、その際に必ず園長による周知が行われています。必要に応じて研修や個別の指導等が行われることもあり、標準的な実施方法に基づいて支援が実施されているかは、日常の支援の様子から判断されています。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
---	----------------------------------	---

【コメント】

支援の標準的な実施方法は「概要」の中に盛り込まれており、その内容の見直しは毎年年度が変わる時期に、職員間で各項目ごとの担当が決められて行われます。見直しの際は、職員や子どもの意見・提案なども踏まえて進められています。しかしながら、具体的に行われた検討作業の記録は確認できていません。改訂作業の経緯が確認できるよう、記録の整理及び保管が望まれます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

自立支援計画は寮母が中心となって、子どもと共に作成されています。見直しの契機ともなるケースカンファレンスに於いては、「こ相」のCWなど学園以外の関係職員の参画もあり、組織的なアセスメントをベースとした取り組みとなっています。支援困難ケースへの対応については、学校や「こ相」と連携を図りながら、グループワークや心理療法を通じて、適切な支援に向けての取り組みが行われています。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
---	-----------------------------	---

【コメント】

自立支援計画の内容に沿った支援が行われているかについては、日常の支援の様子を確認し評価する仕組みが確立され、機能しています。自立支援計画は、寮母が中心となって子どもと共に、半年から1年に1回を基本として見直しが行われています。ケースカンファレンスを見直しのステップとして取り扱われることもあります。変更された自立支援計画は速やかに関係職員に周知され、ケースファイルに保管することにより共有が図られます。自立支援計画を緊急に変更する必要がある場合、特段の仕組みが整備されているわけではありませんが、その都度状況に鑑み最善の方法を担当者間で協議を行ったうえで、子どもに確認を取りながら実施されています。

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
---	---	---

【コメント】

自立支援計画には、統一した様式で、半期ごとに支援の内容が記載されています。子どもの身体状況や生活状況等については、「寮日誌」に記録し、回覧できる体制を整えています。係長会や支援会、F S W部会等の会議の場で、情報を精査・分析し、朝のミーティング等で分校の職員へも報告しています。また、緊急時は携帯のメーリングリストを活用して全職員へ情報発信できる仕組みもあります。情報を共有するということは、単に文書をPC入力して手書きを清書することではなく、文意の「データ化」が必要です。また、「共有」とは、「情報を得ることができる関係性」ではなく「情報を活用できるシステム」であることが必要です。今後は、パソコンネットワークを活用した情報を活用できるシステムづくりを期待します。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
---	---------------------------	---

【コメント】

子どもに関する記録の管理は、大阪市の個人情報保護規定に基づき、保管・保存・廃棄・情報の提供等を実施しています。個人情報の管理は、鍵のかかる部屋で管理し、不適正な利用、漏洩の対策を講じ、個人情報取扱いについて全職員に徹底しています。個人情報保護規定などの研修は、大阪市が実施しているコンプライアンス研修等を受講しています。

内容評価基準 (27項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
--------------	-------------

①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

子どもの権利擁護の取組・支援については「概要」に明記し職員に配布されています。「概要」は毎年見直しを行い、園長が支援会等で職員に説明をしています。また、権利擁護の取組や権利侵害の防止等について、内部検討委員会や支援会議等で検討しています。年に一回、大阪弁護士会子どもの権利委員会の弁護士による講話を、職員・子ども其々に実施しています。寮運営は担当夫婦に三人目のフリー職員を配置することにより寮の閉鎖性を緩和し、職員が子どもと関わる時間、行動観察に注ぐ時間を確保することで子どもの権利侵害等の早期発見に繋がっています。

② A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。

a

【コメント】

「学園生活のしおり」「寮生活のきまりごと」に集団生活のルールが明記されています。ルールには立ち入ってはいけない場所（池や学園内他人敷地、寮担当職員の部屋や禁止されている部屋）等の行動制限も決められています。入所している子どもの特性上、自由を与えすぎると全く收拾がつかなくなるため行動制限が決められています。「行動上の問題対応マニュアル」等を策定し、内部検討委員会等で適宜見直しを行っています。暴力、暴言、友達へのいじめ、危険な行為や破壊行為、無断外出等寮生活にそぐわない行動があった場合は特別指導（クールダウンの時間を取る、そして振り返り文を書く）が行われ、これはペナルティではなく一時的に集団から離れ、自分と向き合う大切な時間であり、効果的な取組となっています。特別指導に入るタイミング等は寮長に委ねられています。特別寮日課の計画書・報告書を作成し、職員に回覧して共有しています。

③ A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

a

【コメント】

入所前に子どもに渡す「学園生活のしおり」「寮生活のきまりごと」には、子どもの権利、第三者委員や意見箱について明記されています。入所時、本館で園長のインテークの後、寮舎にて寮長・寮母による寮生活ルールを説明する中で、子どもに自他の権利をわかりやすく伝えています。また、新入生全てにバウンダリー（違いを認め合える境界線）について説明をしています。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

【コメント】

寮担当職員は子どもに寄り添い、子どもには肯定的な言葉を使った対話に心がけています。日々の子どもの様子を寮日誌に記載し、職員間に回覧しています。不適切な関わりについて、また、ヒヤリハット事例は支援会議の議題にあげて検討し、職員が共有しています。寮担当職員が疲弊しないようにSVを配置して相談等に対応しています。「被措置児童虐待対応マニュアル」「完全脱暴力に向けての対応マニュアル」「行動上の問題対応マニュアル」等に具体例を挙げ、また、その対応方法等が明文化されています。

(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活

① A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

a

【コメント】

寮舎の生活や行事等は、ミーティングを通して子どもの主体的な意見を大切に実施されています。運動会（学校共催）や学園行事等は、子どもの運営委員が組織され、話し合いのもと実施されています。子どもによっては主体的な意思の決定を促すうえで、自身の出生やおいたち、家族の状況について知らせることが必要になる場合もあり、その際にはその子どもの発達段階に応じて対応しています。職員には「発達障害について」内部研修が実施されています。また、言葉だけでは理解しにくい特性のある子どもには視覚支援ツール（文字・イラスト・写真等）を工夫して生活習慣や生活技術の習得に繋げています。

(4) 支援の継続性とアフターケア

① A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。

a

【コメント】

自立支援計画に、在園期間を四期に分割された期間ごとの支援目標を定め、後期をリービングケアの期間と位置付けて支援を行っています。許可外出（帰宅訓練）は短い日数から始め、徐々に日数を伸ばしていきます。職員はこれまでの施設での生活を保護者に伝え、スムーズに生活が移行できるように支援しています。進学や就職などで一人暮らしを始める場合、新生活の基盤を整える必要があり、家具や家電などの生活用品の購入、アパートの契約やライフラインの開通手続き等の支援を行っています。一人暮らしの練習をする部屋が用意しており、集団生活から離れて寝起きや家事を一人で行います。退園に当たっては、カンファレンスを行い、子ども本人や家族の受入状況に配慮しながらこ相のCWと相談して調整しています。

②	A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

アフターケアマニュアルを整備し、FSWを中心としたアフターケア委員会を設置しています。各寮のフリー職員やクラブ担当職員等、馴染みがある職員が退園した子どものアフターケアを担い、連絡・訪問等を行っています。アフターケアの期間は原則1年ですが、措置変更の子どもについては重点アフターケア対象として、1年を超えても継続して実施しています。緊急性が高い場合は、寮長が訪問することもあります。また、治療教育プログラム履修した子どもには心理職員と協働してアフターケアを行っています。子どもからの相談等は期限を決めず対応しています。アフターケアの記録はアフターケア担当職員がファイルに記録し、職員間で閲覧することができます。

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
-----------	-------------

①	A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
---	--	---

【コメント】

寮での小集団生活では、年長児が年少児を守るルールを定め、子ども一人ひとりを守り、安心と安全を最優先に考えた支援をおこなっています。日常生活を通じて子どもと職員が信頼関係を構築するとともに、子どもの協調性を養っています。寮長・寮母とフリー担当職員（半年毎に変わる）の三人制により、いつも見守る複数の大人がいて、其々の愛情を注ぐことで安心感や信頼感を形成し、子どもの内面の成長を図っています。夫婦小舎制の擬似家庭が醸し出す家庭的な雰囲気の中で、自立支援計画に則り、一貫性、統一性、継続性のある支援を行っています。子ども間の関係が暴力やいじめ、排除につながらないように、日々目を配り、子どもが孤立しないような働きかけを行っています。

②	A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】

理念・基本方針を基に寮舎毎にルールを作り、ミーティング等で話し合いを行っています。共に生活する場の中で、生きた言葉・態度などの相互交流によって育てる教育を実施し、子どもが責任ある行動をとって、他児への心づかいや配慮する心が育まれるように支援を行っています。また、子どもに役割分担を与え、時間や約束を守ること、挨拶すること等の生活習慣が身につくように支援を行っています。視覚支援ツールなどを多用し子どもに理解しやすい取組も行っていきます。就職や進学を迷っている子どもに対しては、職員の知合い等に依頼して職場体験を実施しています。作業活動やクラブ活動を通じて、協力しながら目的を成し遂げる能力を育てています。

③	A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a
---	------------------------------	---

【コメント】

なぜ施設入所に至ったのか、問題行動に至った原因や躓きを日々の生活の中で寮職員とともに振り返り、向き合う支援に努めています。心理担当職員が「アンダー・マネジメント」や「治療教育プログラム」に沿った支援を行っています。また、生活の中や面接を通して、入所前の行動上の問題についての振り返りを継続的にさせることにより、子どもが自己理解を深め、軌道修正を図ることが出来るよう支援を行っています。また、日々の振り返りを日記にする事で言語化する力を養っています。日記は寮母が目を通して返事を書いて、適時適切な支援を行っています。

(2) 食生活	
---------	--

①	A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

食事時間は子どもの生活時間に合わせて設定されています。食事は調理員が厨房棟で調理し、食缶で子ども達が寮まで持ち運び、子ども達が盛付けを手伝い適温で提供され、また、配膳や後片付けも行っていきます。食事の時には、礼節を重んじ「いただきます」「ごちそうさま」「ありがとうございました」と言う挨拶を奨励しています。子ども達は献立表の開示を楽しみにしています。寮ごとに誕生会を行っています。高校進学や就労する子ども向けに「卒業生応援メニュー」や退園前の1週間は希望の料理を提供しています。日曜日は、食材が寮に配布され、寮にて職員と子どもが協力して炊事を行う機会を作っています。

② A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

a

【コメント】

家庭的な雰囲気です。食事を味わうことができるように工夫し、子ども達は三食の食事を規則正しく摂っています。子ども達への嗜好調査を実施し、リクエストに配慮してメニューを考案しています。子どもの嗜好に応じたメニューを工夫し、また、季節ごとの行事食を大切に提供しています。食物アレルギーを持つ子どもに対しては、個々に応じた食事の提供を行い、食札を食器に貼り取り違いを防いでいます。子どもへのアンケート結果では、食事は「おいしい」「楽しみ」との回答が多くありました。

(3) 日常生活等の支援

① A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。

a

【コメント】

職員は「寮生活のきまりごと」の日課における服装の規定に基づき、生活場面や活動場面、自由時間に応じた服装についてアドバイスをし、子どもたちは清潔で季節に応じた服装を着用しています。着衣を汚れたままや破れたままにしていることが間違っていることを諭し、一緒に繕ったり、洗濯することで衣生活の大切さへの意識づけを支援しています。季節ごとの衣替え、衣類の整理収納の仕方なども寮母が中心となって支援しています。また、寮単位で外出する機会を設け、衣服購入や支払い方等のアドバイスもおこなっています。

② A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。

a

【コメント】

各寮は少人数で暮らす小舎制では、一般家庭と同様の設備が配置され、子どもたちがテレビやDVDを楽しめる環境を確保しています。リビングルームに面して配置された居室は4名定員ですが、各児童の専用机とベッドの配置を工夫してプライバシーの確保に努めています。入所間もない子どもは、目の届きやすい台所近くの部屋を使用する等の配慮も行われています。疾病時には和室を静養室としています。3~4名で入ることのできる浴室もR3年度から個浴対応に改修する計画もあります。職員は子どもと共に掃除や整理整頓を行い、寮全体が子どもの居場所になるよう快適さ、過ごしやすさ、安全等に配慮しています。

③ A15 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。

a

【コメント】

クラブ活動には、野球部（男子）、バレーボール部（女子）、卓球部、ランニング部があります。野球部とバレーボール部は、大会参加を目標に取り組んでいます。スポーツで身体能力を育てるだけでなく、責任感・連帯感・団結力の醸成を図り、協調性・ルール（規範）を身に付け、自己肯定感を醸成する機会にしています。「鉄人記録会（ランニング記録会）」を春と秋に園庭から隣接する畑の農道を使って行っています。タイムを競うのではなく、自分との戦いに重きを置き、子ども達双方に影響を与え切磋琢磨していく目的で行われており、学園での支援の特徴となっています。また、「夢授業」としてスポーツ選手や落語家を学園に招いて講和を聞く機会も設けています。今後は、文化活動（絵画、書道、華道等）機会の充実を期待します。

(4) 健康管理

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

入所時に、健康チェック表（保護者と担当CWの署名入り）を作成し、子どもの健康状態を把握しています。看護師が常駐し、通院記録・服薬管理・手当等の医務日誌をつけて健康状態を管理して、服薬管理は寮で行っています。嘱託医（内科・精神科）と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応しています。健康診断・身体測定は、分校で行っていますが、大きな行事前には学園でも健康診断を行っています。インフルエンザ等の予防接種は保護者の同意を得たうえで学園で実施しています。寮母会では、看護師から医療レクチャーを受ける機会があります。今後は、看護師からの教示をマニュアルとして文書化するなど、寮担当者の医療的スキルの向上と取組の標準化を期待します。

② A17 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。

a

【コメント】

子ども一人ひとりの健康状態を把握し、身体の健康（清潔、病気等）や安全について、子どもの発達段階に応じて自己管理できるように支援しています。更に寮担当者は、日頃から睡眠・食事摂取などの状況を把握し、良好な健康状態を保持できるようにもしています。救急箱は、各寮に配置されていて、軽いけがの処置や対処方法は、看護師からレクチャーを受ける機会もあります。また、男子は月に1回、女子は2か月に1回、散髪ボランティアが来園し散髪を行っています。今後は、豊かな自然の中で活動する際の虫さされの対処方法や軽いけがの処置方法等のマニュアルを整備し、子どもの自己管理能力を高めることができるよう職員の知識として共有されることを期待します。

(5) 性に関する教育

① A18 性に関する教育の機会を設けている。

a

【コメント】

入所時にパウンダリー（違いを認め合える境界線）について説明し、不必要な接触や人との距離について学ぶ機会があります。寮では、性についてタブー視せず、日常生活において年齢に合わせて男女の性やかかわり方、モラルについて話をしています。心理職員が中心となり各寮の中学3年生を対象に、性についての正しい知識が持てるように年6回の性教育カリキュラムを用意しています。そのうちの3回は外部講師によるレクチャーとなっています。更に、大学教授と連携した「治療教育プログラム」の取組があります。担当職員、心理職員、こ相のCW、保護者も交え、同プログラムを理解したうえで専門的支援が実施されています。大学教授から学園の職員もSVを受けています。

(6) 行動上の問題に対する対応

① A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。

a

【コメント】

入所インテークの際に、園長から脱暴力の考え方について話し、場合によっては厳しい対応もあることを伝えています。寮担当職員が「24時間・365日」見守り、「いつもと違うテンション」や「朝起床時の様子」等から普段の様子との違いをいち早く察知し、子ども間の暴力・いじめ・差別が生じないように徹底して取り組んでいます。「寮のきまり」や「部屋替え」については、子ども達で話し合っ、寮オリジナルのきまりにしています。お風呂に入る場合等「〇〇してきます。」と移動する度に職員に声を掛けることや、就寝前に一日の振り返りや気持ちを日記に書き、寮長が返事を書くことで、一人ひとりの行動や気持ちを常に把握できるようにもしています。子ども同士の関係性を把握し、問題が起こる前に職員が介入し、暴力やいじめ等を未然に防ぐよう徹底するとともに発生した場合に備えて、「完全脱暴力に向けての対応マニュアル」・「行動上の問題対応マニュアル」を作成し、学園として迅速に対応できる体制を整備しています。

② A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

a

【コメント】

子どもの特性等を全職員で共有し、分校とも連携して行動上の問題に対応できるように、「行動上の問題対応マニュアル」・「緊急事態対応マニュアル」を整え支援しています。外部講師を招いて園内研修が行われ、行動上の問題に対する適切な支援技術の向上に努めています。行動上の問題等が発生した場合は、状況を検証し原因を分析したうえで、他児から一時的に離し、観察寮において特別指導を行っています。その後、園長、寮担当者、心理職員、こ相のCW等関係者を集めてケースカンファレンスを開き、指導後の支援について話し合わせ、必要に応じて自立支援計画の見直しも行われています。「こ相」や警察機関等の連絡網をつくり、常に連絡を取り合い、緊急事態への対応が円滑に進むよう対策を講じています。

(7) 心理的ケア

① A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

入所時に心理職員が、子どもの特徴や子ども自身がどこまで自己理解をしているかを把握するためにアセスメント・能力判定を行い、自立支援計画に基づき、児童に合わせた心理プログラムを計画・記録し、関係職員で情報共有を行っています。カウンセリングは、原則中学3年生を対象に「アンガーマネジメント」「ライフストーリーワーク」等、子どものニーズに応じた心理的な支援プログラムを定期的実施しています。月に2回精神科医が来園し、子どもたちは受診する機会があり、心理職員は相談しながら子どもの細やかな心理的ケアの支援をする体制も整えています。問題行動に伴う心理的ケアが必要な子どもが年々増加していて、学園の心理職員の手がまわらないことも多く、こ相の心理司の協力を得て心理ケアを実施している状況があり、心理職員の増員が望まれます。

(8) 学校教育、学習支援等

①

A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

a

【コメント】

H23年に敷地内に分校が併設されています。毎朝の職員ミーティング（寮から分校への連絡が主）・昼のミーティング（分校から寮への連絡が主）を行っており、分校・学園間の緊密な連携によって、日々の子どもの変化等に関する情報が確実に共有されています。更に、自立支援計画プログラムの節目である入所時、中間時、問題行動発生時、退園カンファレンス時には、学級担任も参加し情報の共有を図っています。学校教育による「学び」と学園での生活を通じた「学び」は異質で、そのバランスが肝要です。前者は、子ども個人の知的能力を伸ばすもので「誰かのために」ではありません。後者は、職員や同寮他児との共同生活のなかで「いっしょに頑張り」「褒められ」「感謝される」経験を通して、社会で共生する人間力を伸ばすものです。その2面制が補完し合って、子どもの育て直しをすることが学園の強みのひとつです。

②

A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

学園敷地内に分校が併設されており、分校教員と学園職員が連携して、チームティーチングを行っています。学園職員は授業中に補助職員として支援し、分校教員はクラブ活動等の生活支援などの補助をすることで生活指導と学習指導の融合性を図っています。主要科目の英数国については、習熟度に応じてABCにクラスを分けて少人数体制で学力保障に取り組んでいます。定期テスト前には朝学週間と称して試験勉強をする時間を設けています。また、寮では、毎週末、分校から用意された学習プリントをリビングのテーブルで全員が勉強する時間を確保する等、学習習慣が身につくよう支援しています。分校では、漢字検定・英語検定・数学検定や外部の受験模試等の学力に応じた個別的な学習支援も行っています。

③

A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。

a

【コメント】

学園では、生活指導、学習指導と並んで作業指導を大事な目標としています。「概要」には、「物事は、細かなところから始まり手間暇をかけて努力することによって、達成感が得られる。その工程を繰り返し行うことで自信に繋げる」という、人間成長の基本的な過程を得手不得手に関係なく誰もが感じることでできる手段として、作業活動を実践していると記されています。作業指導においては、「受け止める」「意識させる」「あきらめさせない」を指導ポイントとし、作業を通して勤労意欲の向上・協調性・情操の育成などを培うように努めています。また、ソーシャルスキルトレーニングについては、夫婦小舎制での寮生活の全てがトレーニングとなるように支援しています。進学希望者が殆どであり、就労支援や資格取得の支援は少ない状況ですが、就職希望者など様々なケースに配慮して、職場実習や体験、資格取得支援にさらなる取組を期待します。

④

A25 進路を自己決定できるよう支援している。

a

【コメント】

入所インテーク時に、子どもに退園後の希望を確認し、自立支援計画は、それに基づき就労や進学等の進路を自己決定できるよう支援していきます。進路指導は分校が中心となって行いますが、子どもを交えて分校教員と学園職員が連携して進路支援を行い、分校で進路支援カリキュラムを策定しています。教育相談や進路懇談、奨学金など進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供等も分校主導で行っています。寮担当者は、日頃から子どもの意思を確認し、さまざまな学校等の情報の収集や場合によっては学校見学に同伴して自己決定ができるよう支援しています。

(9) 親子関係の再構築支援等

①

A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

家族間調整の実施は必要不可欠であり、入所事前協議から退所後（アフターケア）に至るまでの家族支援を重要課題ととらえ、「こ相」と協働して支援を行い、必要に応じて関係職員を含めた親子会議を実施しています。自立支援計画には、アセスメントに基づく児童家庭への支援（プログラム）の計画があり、半期ごと及び必要に応じて見直しをしています。保護者には、月に一度の面会や学園・分校の行事への参加を促しています。年5回実施される帰宅訓練（許可外出）では、一時帰宅期間中の生活リズムが崩れないようにルールを作り、帰宅後に聞き取りを行い関係機関と調整し、それ以降の帰宅訓練がより良いものとなるように支援しています。ケースの事情により帰宅訓練ができない子どもには、観察寮（うぐいす寮）を使って、宿泊体験を実施し、寮担当ではない職員と共同生活を体験することで、帰宅訓練に準ずる効果が得られるように工夫しています。

(10) 通所による支援

①

A27 地域の子どもの通所による支援を行っている。

【コメント】

学園は、大阪市立施設でありながら、大阪市外に立地している事情により、通所支援を実施していません。よって、本項目は評価対象外とします。